

木津川市農地バンク制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木津川市における農地の有効利用を通して、本市の農業振興を図るため、木津川市農地バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 市の市街化調整区域内の農地であり、農地台帳にて確認できるものをいう。
- (2) 所有者等 農地に係る所有権その他の権利により当該農地の賃貸等を行うことができるものをいう。
- (3) 農地バンク 農地の貸借を希望する所有者等から登録の申請があった情報を公開し、農業を営むことを目的として、農地の利用を希望する者に対し、紹介をする制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要領は、農地バンク以外による農地の取引を妨げるものではない。

2 農業委員会会長（以下「会長」という。）は、農地の貸借の交渉又は契約について、一切これに関与しない。

(農地の登録申請等)

第4条 農地バンクに登録しようとする所有者等は、農地バンク制度登録申請書（様式第1号）及び登録農地等明細書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、適当であると認めた農地を農地バンクに登録するものとする。ただし、当該農地が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 所有者等が農地の情報開示を拒否したとき。
- (2) 所有者が木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）であったとき。
- (3) 所有者等が暴力団員又は暴力団密接関係者に自己の名義を利用させたとき。
- (4) 登録申請に偽りがあったとき。
- (5) その他会長が農地バンクへの登録が適当でないと認めたとき。

3 会長は、前項の規定による農地バンクへの登録に必要な場合は、当該農地を調査することができる。

4 会長は、第2項の規定による登録の可否を農地バンク制度登録結果通知書（様式第3号）

により、所有者等に通知することとする。

(農地に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第4項の規定による登録結果通知書の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、農地バンク制度登録変更届出書(様式第4号)により会長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地バンクの登録を抹消するものとする。

- (1) 農地バンク制度登録抹消届出書(様式第5号)の届出があったとき。
- (2) 当該農地に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 当該農地に係る賃貸借その他の権利の設定があったとき。
- (4) 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
- (5) その他会長が登録を不相当と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により登録を抹消したときは、農地バンク制度登録抹消通知書(様式第6号)により当該登録者に通知するものとする。

(利用申請等)

第7条 農地バンクに登録されている農地の利用を希望する者(以下、「利用希望者」という。)は、農地バンク制度利用届出書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(情報の提供)

第8条 会長は、農地バンクに登録された情報(登録者の個人情報を除く農地の情報に限る。)をインターネット等を通じて公開するものとする。

2 会長は、必要に応じて、登録者及び利用希望者に対して、農地バンクに登録された情報の全部又は一部を提供することができる。

(農地の維持管理)

第9条 農地バンクに登録された農地に関する貸借の契約が成立するまでの間、当該農地の維持管理は、登録者が行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 農地バンクの運用に際し知り得た個人情報の取扱いについては、木津川市個人情報保護条例(平成19年木津川市条例第8号)に定めるところによる。

(補則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月13日から施行する。